

議第 1 4 1 号

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市
条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第 1 3 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第 1 項, 第 2 項, 第 8 項及び第 1 0 項の 常勤換算方法とは, 当該職員のそれぞれの 勤務延時間数の総数を当該養護老人ホーム において常勤の職員が勤務する時間数 で除することにより常勤の職員の員数に 換算する方法をいう。</p> <p>5 略</p> <p>6 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず, サテ ライト型養護老人ホーム(当該施設を設置 しようとする者により設置される当該施 設以外の介護老人保健施設, 介護医療院又 は病院若しくは診療所であって当該施設 に対する支援機能を有するもの(以下この 条において「本体施設」という。))との密 接な連携を確保しつつ, 本体施設とは別の 場所で運営される入所定員が 2 9 人以下 の養護老人ホームをいう。以下この条にお いて同じ。)の医師については, 本体施設 の医師により当該サテライト型養護老人 ホームの入所者の健康管理が適切に行わ れると認められるときは, これを置かない ことができる。</p> <p>7 第 1 項第 3 号イ又は第 2 項第 1 号イの 主任生活相談員のうち一人以上は, 専らそ の職務に従事する常勤の者でなければな</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第 1 3 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第 1 項, 第 2 項, <u>第 7 項</u>, 第 8 項及び第 1 0 項の常勤換算方法とは, 当該職員のそ れぞれの勤務延時間数の総数を当該養護 老人ホームにおいて常勤の職員が勤務す る時間数で除することにより常勤の職員 の員数に換算する方法をいう。</p> <p>5 略</p> <p>6 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず, サテ ライト型養護老人ホーム(当該施設を設置 しようとする者により設置される当該施 設以外の<u>養護老人ホーム</u>, 介護老人保健施 設, 介護医療院又は病院若しくは診療所 であって当該施設に対する支援機能を有す るもの(以下この条において「本体施設」 という。))との密接な連携を確保しつつ, 本体施設とは別の場所で運営される入所 定員が 2 9 人以下の養護老人ホームをい う。以下この条において同じ。)の医師に ついては, 本体施設の医師により当該サテ ライト型養護老人ホームの入所者の健康 管理が適切に行われると認められるとき は, これを置かないことができる。</p> <p>7 第 1 項第 3 号イ又は第 2 項第 1 号イの 主任生活相談員のうち一人以上は, 専らそ の職務に従事する常勤の者でなければな</p>

らない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8・9 略

10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

11 略

12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

らない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

8・9 略

10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

11 略

12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

<u>(1)</u> ～ <u>(4)</u> 略	<u>(1)</u> 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、 事務員その他の職員 <u>(2)</u> ～ <u>(5)</u> 略
---------------------------	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。